

○ 平成十年大蔵省告示第二百二十号（銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件）

改正案	現行
<p>（資産の国内保有）</p> <p>第一条 銀行法施行令（以下「令」という。）第五条の二第二項第一号に規定する金融庁長官が別に定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>（資産の国内保有）</p> <p>第一条 銀行法施行令（以下「令」という。）第五条の二第二項第一号に規定する金融庁長官が別に定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 商工組合中央金庫</p>

○ 平成十年大蔵省告示第二百二十二号（長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件）

改正案	現行
<p>（資産の国内保有）</p> <p>第一条の二 令第六条前段において準用する銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融庁長官が別に定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>（資産の国内保有）</p> <p>第一条の二 令第六条前段において準用する銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融庁長官が別に定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 商工組合中央金庫</p>

○ 平成十二年金融庁告示第四十七号（特定目的会社又は受託信託会社等が保有することができる有価証券及び特定目的会社が預金をするこ  
とができる金融機関を指定する件）

改正案	現行
<p>一 指定有価証券</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債</p> <p>ニ〜ヘ (略)</p> <p>二 指定金融機関</p> <p>イ〜カ (略)</p> <p>ヨ 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>一 指定有価証券</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一条の規定による商工債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債</p> <p>ニ〜ヘ (略)</p> <p>二 指定金融機関</p> <p>イ〜カ (略)</p> <p>ヨ 商工組合中央金庫</p>

○ 平成十七年金融庁告示第二十六号（前払式証票の規制等に関する法律施行規則第二十一条第四号の規定に基づき、発行保証金に充てることのできる社債券その他の債券を定める件）

改正案	現行
<p>一〇五十（略）</p> <p>五十一 商工債の社債券</p> <p>五十二・五十三（略）</p> <p>五十四 地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第四十条第一項の規定により発行される債券</p> <p>五十五 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第五条の規定により発行される社債券</p> <p>五十六・五十七（略）</p>	<p>一〇五十（略）</p> <p>五十一 商工債の債券</p> <p>五十二・五十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五十四・五十五（略）</p>

○ 平成十七年金融庁告示第二十八号（信託業法施行規則第二十一条第四号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件）

改正案	現行
<p>一〇五十（略）</p> <p>五十一 商工債の社債券</p> <p>五十二・五十三（略）</p> <p>五十四 地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第四十条第一項の規定により発行される債券</p> <p>五十五 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第五条の規定により発行される社債券</p> <p>五十六・五十七（略）</p>	<p>一〇五十（略）</p> <p>五十一 商工債の債券</p> <p>五十二・五十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五十四・五十五（略）</p>

○ 平成十七年金融庁告示第三十号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第八条第四号の規定に基づき、営業保証金に充てることのできる社債券その他の債券を定める件）

改正案	現行
<p>一〇五〇（略）</p> <p>五〇一 商工債の社債券</p> <p>五〇二・五〇三（略）</p> <p>五〇四 地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第四十条第一項の規定により発行される債券</p> <p>五〇五 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第五条の規定により発行される社債券</p> <p>五〇六・五〇七（略）</p>	<p>一〇五〇（略）</p> <p>五〇一 商工債の債券</p> <p>五〇二・五〇三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五〇四・五〇五（略）</p>

○ 平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改正案	現行
<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二〇二十一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二十二〇二十四 (略)</p> <p>二十五 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>(削る)</p> <p>二六〇三十七 (略)</p> <p>三十八 株式会社日本政策投資銀行</p> <p>(削る)</p> <p>三九〇四十 (略)</p> <p>第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二〇十六 (略)</p>	<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 中小企業金融公庫</p> <p>三〇二十二 (略)</p> <p>二十三 農林漁業金融公庫</p> <p>二四〇二十六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二七 商工組合中央金庫</p> <p>二八〇三十九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四〇 日本政策投資銀行</p> <p>四一〇四十二 (略)</p> <p>第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 中小企業金融公庫</p> <p>三〇十七 (略)</p>

(削る)

十七〽二十六 (略)

二十七 株式会社日本政策投資銀行

(削る)

二十八・二十九 (略)

十八 農林漁業金融公庫

十九〽二十八 (略)

(新設)

二十九 日本政策投資銀行

三十・三十一 (略)



○ 平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改正案	現行
<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 株式会社商工組合中央金庫 (削る)</p>	<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 中小企業金融公庫</p> <p>三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 商工組合中央金庫</p> <p>五 二十九 (略)</p> <p>三十 農林漁業金融公庫</p> <p>第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 中小企業金融公庫</p> <p>三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 商工組合中央金庫</p>

四〇二十九 (略)  
(削る)

五〇三十 (略)  
三十一 農林漁業金融公庫

○ 平成十八年金融庁告示第三十六号（信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

改正案	現行
<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号並びに第五十四条第四項第一号及び第七号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介及び信用金庫連合会が行うことのできる債務の保証をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第二号から第八号まで、第二十五号、第三十五号及び第四十号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）<u>（第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務、同項第四号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯</u></p>	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づき、信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国民生活金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第九号まで、第三十七号及び第四十二号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p>



する投資顧問契約をいう。次条第四号において同じ。）又は投資一任契約（同項第十二号に規定する投資一任契約をいう。次条第四号において同じ。）の締結の代理又は媒介

第一条の二 法第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第四号の規定による別表第三に掲げる資金の貸付けに係る債務の保証及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条第一項第一号に規定する資金の貸付けに係る債務の保証とする。

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第二号から第八号まで、第二十四号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第二条第二号から第八号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条

定する投資顧問契約をいう。次条第四号において同じ。）又は投資一任契約（同項第十二号に規定する投資一任契約をいう。次条第四号において同じ。）の締結の代理又は媒介

（新設）

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第九号まで、第二十六号及び第三十一号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第二条第三号から第九号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条

の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介(第四号に掲げるものを除く。)

三 告示第二條第二十四号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介(法第五十四條第五項に規定する業務に該当するものを除く。)

イ・ロ (略)

四 告示第二條第二十九号に掲げる者の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介(第四号に掲げるものを除く。)

三 告示第二條第二十六号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介(法第五十四條第五項に規定する業務に該当するものを除く。)

イ・ロ (略)

四 告示第二條第三十一号に掲げる者の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

○ 平成十八年金融庁告示第三十七号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

改正案	現行
<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第十号まで、第二十四号及び第二十八号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあっては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務、同項第四号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第十六条に規定する業務を除く。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>二 信用協同組合、信用協同組合連合会又は告示第一条第三号から第十号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号</p>	<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国民生活金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第五号から第十一号まで、第二十五号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 信用協同組合、信用協同組合連合会又は告示第五条第五号から第十一号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号</p>

（）第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。次条第二号において同じ。）に該当するものを除く。）の代理又は媒介（第四号に掲げるものを除く。）

三 告示第一条第二十四号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第九条の八第七項に規定する業務に該当するものを除く。）

イ・ロ（略）

四 告示第一条第二十八号に掲げる者の投資顧問契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。次条第四号において同じ。）又は投資一任契約（同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。次条第四号において同じ。）の締結の代理又は媒介

第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定める

号）第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。次条第二号において同じ。）に該当するものを除く。）の代理又は媒介（第四号に掲げるものを除く。）

三 告示第一条第二十五号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第九条の八第七項に規定する業務に該当するものを除く。）

イ・ロ（略）

四 告示第一条第二十九号に掲げる者の投資顧問契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。次条第四号において同じ。）又は投資一任契約（同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。次条第四号において同じ。）の締結の代理又は媒介

第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定める



ものは、次に掲げるものとする。

一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第十号まで、第二十五号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二 信用協同組合、信用協同組合連合会又は告示第二条第三号から第十号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（第四号に掲げるものを除く。）

三 告示第二条第二十五号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第九条の九第六項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

イ・ロ （略）

四 告示第二条第二十九号に掲げる者の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

ものは、次に掲げるものとする。

一 国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第五号から第十一号まで、第二十六号及び第三十号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二 信用協同組合、信用協同組合連合会又は告示第二条第五号から第十一号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（第四号に掲げるものを除く。）

三 告示第二条第二十六号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第九条の九第六項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

イ・ロ （略）

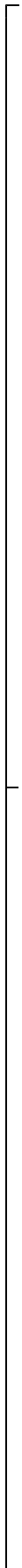
四 告示第二条第三十号に掲げる者の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

○ 平成十八年金融庁告示第三十八号（信用金庫法施行規則第五十条第一項第三号及び第五十三条第一項第二号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件）

改正案	現行
<p>第一条 信用金庫法施行規則（次条において「規則」という。）第五十条第一項第三号に規定する信用金庫が行うことができる信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫、信用金庫連合会又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（<u>第二号から第八号まで及び第四十号を除く。</u>）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p> <p>第二条 規則第五十三条第一項第二号に規定する信用金庫連合会が行うことができる法第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（<u>第二号から第八号まで及び第二十九号を除く。</u>）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p>	<p>第一条 信用金庫法施行規則（次条において「規則」という。）第五十条第一項第三号に規定する信用金庫が行うことができる信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、<u>国民生活金融公庫</u>、信用金庫連合会又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（<u>第三号から第九号まで及び第四十二号を除く。</u>）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p> <p>第二条 規則第五十三条第一項第二号に規定する信用金庫連合会が行うことができる法第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、<u>国民生活金融公庫</u>又は告示第二条各号（<u>第三号から第九号まで及び第三十一号を除く。</u>）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p>

○ 平成十八年金融庁告示第三十九号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件）

改正案	現行
<p>第一条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（次条において「府令」という。）</p> <p>第一条の二第一項第二号に規定する信用協同組合が行うことができる中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫、信用協同組合連合会又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第四号から第十号まで及び第二十八号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p> <p>第二条 府令第一条の二第二項第二号に規定する信用協同組合連合会が行うことができる法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第四号から第十号まで及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p>	<p>第一条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（次条において「府令」という。）</p> <p>第一条の二第一項第二号に規定する信用協同組合が行うことができる中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫、信用協同組合連合会又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第五号から第十一号まで及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p> <p>第二条 府令第一条の二第二項第二号に規定する信用協同組合連合会が行うことができる法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第五号から第十一号まで及び第三十号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p>



○ 平成十九年金融庁告示第二十八号（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基つき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分）

改正案	現行
<p>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十四号及び第十五号、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第一条第十四号及び第十五号、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第一条第十三号及び第十四号、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）第一条第十三号及び第十四号、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会</p>	<p>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号）第一条第十四号及び第十五号、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号）第一条第十四号及び第十五号、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号）第一条第十三号及び第十四号、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号）第一条第十三号及び第十四号、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四</p>

がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）第一条第十三号及び第十四号、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）第一条第十四号及び第十五号、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）第一条第十四号及び第十五号、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）第一条第十号及び第十一号並びに株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）第一条第十一号及び第十二号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分を次のように定める。

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行告示」という。）、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行持株会社告示」という。）、信用金庫法第八十

条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年四月十二日金融庁・厚生労働省告示第七号）第一条第十三号及び第十四号、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第四号）第一条第十号及び第十一号、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号）第一条第十四号及び第十五号並びに漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号）第一条第十四号及び第十五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分を次のように定める。

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「銀行告示」という。）、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年

九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「信用金庫告示」という。）、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「信用協同組合告示」という。）、労働金庫法第九十条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「労働金庫告示」という。）、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「農業協同組合告示」という。）、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「漁業協同組合告示」という。）、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「農林中央金庫告示」という。）及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「商工組合中央金庫告示」という。）において使用する用語の例による。

三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「銀行持株会社告示」という。）、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「信用金庫告示」という。）、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「信用協同組合告示」という。）、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年四月十二日金融庁・厚生労働省告示第七号。以下「労働金庫告示」という。）、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第四号。以下「農林中央金庫告示」という。）、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号。以下「農業協同組合告示」という。）及び漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号。以下「漁業協同組合告示」という。）において使用する用語の例による。

(適格格付機関)

第二条 銀行告示第一条第十四号、銀行持株会社告示第一条第十四号、信用金庫告示第一条第十三号、信用協同組合告示第一条第十三号、労働金庫告示第一条第十三号、農業協同組合告示第一条第十四号、漁業協同組合告示第一条第十四号、農林中央金庫告示第一条第十四号及び商工組合中央金庫告示第一条第十一号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関は、次に掲げる格付機関とする。

一〇五 (略)

(適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係)

第三条 銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農業協同組合告示第一条第十五号、漁業協同組合告示第一条第十五号、農林中央金庫告示第一条第十一号及び商工組合中央金庫告示第一条第十二号の規定に基づき、適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。

一〇七 (略)

(適格格付機関)

第二条 銀行告示第一条第十四号、銀行持株会社告示第一条第十四号、信用金庫告示第一条第十三号、信用協同組合告示第一条第十三号、労働金庫告示第一条第十三号、農林中央金庫告示第一条第十号、農業協同組合告示第一条第十四号及び漁業協同組合告示第一条第十四号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関は、次の各号に掲げる格付機関とする。

一〇五 (略)

(適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係)

第三条 銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農林中央金庫告示第一条第十一号、農業協同組合告示第一条第十五号及び漁業協同組合告示第一条第十五号の規定に基づき、適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。

一〇七 (略)



○ 平成十九年金融庁告示第五十五号（金融商品取引業等に関する内閣府令第二十九条第四号の規定に基づき、営業保証金に充てること  
 ができる社債券その他の債券を指定する件）

改正案	現行
一〇五〇（略） 五〇一 商工債の社債券 五〇二・五〇三（略） 五〇四 地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第 四〇条第一項の規定により発行される債券 五〇五 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号） 第五條の規定により発行される社債券 五〇六・五〇七（略）	一〇五〇（略） 五〇一 商工債の債券 五〇二・五〇三（略） （新設） （新設） 五〇四・五〇五（略）

○ 平成十九年金融庁告示第五十七号（顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金をすることができる金融機関等を指定する件）

改正案	現行
<p>一 保有できる有価証券</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債</p> <p>ニ～ト（略）</p> <p>二 預金をすることができる金融機関</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫</p> <p>ニ・ホ（略）</p> <p>三（略）</p>	<p>一 保有できる有価証券</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一条の規定による商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債</p> <p>ニ～ト（略）</p> <p>二 預金をすることができる金融機関</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 農林中央金庫及び商工組合中央金庫</p> <p>ニ・ホ（略）</p> <p>三（略）</p>

○ 平成十九年金融庁告示第六十八号（担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件）

改正案	現行
一〇二十八（略） 二十九 株式会社商工組合中央金庫 三十（略）	一〇二十八（略） 二十九 商工組合中央金庫 三十（略）

○ 平成十九年金融庁告示第八十一号（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件）

改正案	現行
<p>1 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する次に掲げる協同組織金融機関</p> <p>一 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>二 〓六 （略）</p> <p>2 〓6 （略）</p>	<p>1 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する次に掲げる協同組織金融機関</p> <p>一 （略）</p> <p>二 商工組合中央金庫</p> <p>三 〓七 （略）</p> <p>2 〓6 （略）</p>